



第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人難民支援協会と称する。英文では、Japan Association for Refugees と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、以下の各号の活動を行うことを目的とする。

- (1) 個別の難民（既に認定を受けているか否かを問わず、また、補完的保護対象者その他難民に準ずる者を含む。以下同じ。）及びそのコミュニティへ支援を行い、また難民施策の提言を行うことによって、日本において難民の受け入れがより円滑かつ公正に行われるようにし、日本社会における外国人との共生を実現する。
- (2) 前号の目的に併せて、難民を取り巻く国際的な環境の変化に対応して、国際社会に対しても提言を行うとともに、難民の受け入れを行っている、あるいは今後担っていくであろう国ぐにのNGOなどと連携して、難民条約の精神にのっとり難民が保護される世界を実現する。
- (3) 国内外の災害及び人道危機に対して素早く対応し、とりわけ緊急・画一的な支援の中に取り残され、周辺化されがちないわゆる社会的弱者が支援から漏れないよう関係機関との連携及び事業実施を行うことを通じて基本的人権の尊重、多文化共生社会を実現する。

(特定非営利活動の種類及びその事業の種類)

第4条 この法人は前条の目的達成のため、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条別表の「人権の擁護又は平和の推進を図る活動」、「国際協力の活動」、「災害救援活動」、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」、「社会教育の推進を図る活動」、「まちづくりの推進を図る活動」、「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」、「男女共同参画社会の形成の促進を図る活動」、「子どもの健全育成を図る活動」、「職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動」及び「前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」を行い、国際機関、NGO等関連機関と経験交流・連携しつつ、次に掲げる事業を行う。

- (1) 難民への適切な情報提供・助言(や困窮状況に対する緊急支援)
- (2) 難民、そのコミュニティ及び地域住民が社会統合を実現するための活動
- (3) 難民への職業紹介及び就労を容易にするための活動
- (4) 国外にいる難民の受け入れを実現するための活動
- (5) 難民に関する社会一般の認知や共感を広げるための広報活動
- (6) 難民に係る政策提言と調査・研究の充実のための活動
- (7) 国内外におけるプロテクションの分野を中心とした人道支援
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 この法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) その他の会員 別の規則において定めた会員

(正会員の入会及び会費)

第6条 この法人の正会員となろうとする者は、1年分の会費を添えて代表理事に入会の申し込みをするものとする。

- 2 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。
 - (1) この法人の目的に賛同していること。
 - (2) この法人の支援の対象となる者でないこと。
- 3 代表理事は、正会員として入会しようという申し込みがあったとき、その者が前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、正会員としての入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 5 正会員の会費の額は、総会において別に定める。

(正会員の資格の喪失)

第7条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(正会員の退会)

第8条 正会員は、別に規則で定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(正会員の除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(その他の会員の入会、会費、資格の喪失、退会及び除名)

第10条 第5条第2号規定の会員の入会、会費、資格の喪失、退会および除名の手続については、別に規則で定めるほか、第6条乃至前条に準ずる。但し、第7条第2号の規定は、「本人が死亡したとき、又は会員である団体が消滅したとき」と読み替える。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が会費期間途中で会員資格を喪失した場合であっても、すでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び顧問

(種別および定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人若しくは2人を副代表理事、2名以内を常任理事とする。

(選任等)

第13条 理事および監事は理事会が候補者を提示し、総会が選任する。

- 2 代表理事および副代表理事は、理事会において理事の互選とする。
- 3 役員のうちにはそれぞれの配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は理事又は法人の職員を兼ねることができない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 6 この法人の支援対象となる者は、この法人の役員になることができない。

(職務)

第14条 代表理事及び副代表理事はこの法人を代表する。

- 2 代表理事はこの法人の業務を統括し、副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故がある時又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 常任理事は代表理事及び副代表理事を補佐し、業務を分担処理する。
- 4 理事は理事会を構成し、この定款を定め、総会および理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事会の業務執行状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄官庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

- 第15条** 役員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。但し再任は妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても第12条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条** 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条** 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決によりこれを解任することができる。この場合、その理事に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他理事としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第18条** 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問)

- 第19条** この法人に顧問を置くことができる。顧問は理事会が委嘱し、この会の活動に助言することができる。

第4章 会議

(種別)

- 第20条** この法人の会議は、総会および理事会の2種とする。
- 2 総会は通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第21条** 総会はその開催初日から起算して15日前における正会員をもって構成する。但し、総会開会時に会員資格を失っている正会員については、この限りではない。

(総会の機能)

- 第22条** 総会は次の事項を議決する。
- (1) 事業報告および決算の承認
 - (2) 役員の選任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散

- (6) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年一回開催とし、開催時期は毎事業年度初めの3ヶ月以内とする。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求があった場合
- (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときはその日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、および審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長はその総会において出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員の5分の1以上の出席がなければ開催できない。

(総会の議決)

第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 総会において、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、その限りでない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について表決権を行使することができない。
- 4 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会の表決権等)

第28条 正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数（書面又は電磁的方法による表決者若しくは表決委任者がある場合にあっては、その数を記載する）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印、又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席し意見を述べる事ができる。

(理事会の権能)

第31条 理事会はこの定款に別に定める事項の他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、この法人の運営に関する必要な事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の要請があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による要請があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、緊急に招集の必要があるときは、理事の過半数の同意を得て、この期間を短縮することができる。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名したものがこれにあたる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議決することはできない。

(理事会の議決)

第36条 理事会の議事は、この定款に別に定めるものの他、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 理事会において、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、その限りでない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第38条 議長は、理事会の議事の経過および次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者若しくは表決委任者がある場合にあっては、その数を記載する）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印又は署名しなければならない。

第5章 資産および会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年の6月30日に終わる。

(事業計画および活動予算)

第43条 この法人の事業計画および活動予算は、代表理事が作成し、毎事業年度ごとに理事会の議決を経なければならない。

- 2 事業計画および活動予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、事業年度開始までに予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用と見なす。

(予備費)

第45条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告および決算)

第46条 この法人の事業報告書、貸借対照表、活動計算書および財産目録は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第47条 この定款の変更は、総会において出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を経なければならない。

- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第48条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 法第43条の規定による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

(清算人の選定)

第49条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による清算を除く。

(残余財産の帰属先)

第50条 この法人が解散の際有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人又は公益社団法人、公益財団法人に譲渡するものとする。ただし可否同数のときは議長の決するところによる。

(合併)

第51条 この法人は総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

第7章 雑則

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人のウェブサイトに掲載して行う。ただし、解散時の公告、清算時の破産手続開始決定の公告は官報に掲載して行う。

(事務局)

第53条 この法人は事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

(細則)

第54条 この定款の実施に関しては必要な規則は理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

附則

- 1 この定款は法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成12年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は第42条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成12年6月30日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第43条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の正会員の会費は、第6条第5項の規定にかかわらず、一年間あたり4,000円、8,000円、12,000円の3種とする。いずれの会費を支払うかについては、当該会員の選択によるものとする。
- 7 この法人の設立当初の正会員の他の会員として、第5条第2号の規定にかかわらず、団体賛助会員をおく。団体賛助会員の会費は、第10条の規定にかかわらず、一年間一口あたり、50,000円とする。

別表 設立当初の役員

代 表 理 事	鴨澤 巖
副代表理事	鈴木 律文
理 事	大原 晋
同	石井 宏明
同	石川 えり
同	関 聡介
同	筒井 志保
同	道家 木綿子
同	濱田 元子
同	藤本 俊明
同	吉山 昌
監 事	市川 正司
同	成沢 壽信

2024年度

事業計画書

特定非営利活動法人難民支援協会

1 事業実施の方針

改正入管法が施行されたことに伴いまだ見えていない部分を含めて、各種要領等大幅な制度の変更が実施されている。運用に関する情報収集を随時行いつつ、支援現場で適切に対応できるよう引き続き準備を進める。同時に、新法で可能となった難民申請者の送還への対応など不利益を最小化すべく各事業において取り組む。

また、一過性ではない難民問題への関心を広げ難民受け入れに向けた社会基盤を醸成するため、広報活動を行い、難民認定手続き・難民の処遇の改善に向けて支援団体等とのネットワーキングを強化し政策提言を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【204,454】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
(1) 難民、難民申請者への適切な情報提供と助言	法的支援では、ひとりでも多くの方が難民認定されるため、特に支援ニーズが高い難民に対して的確な法的支援を実施できるよう、聞き取り等当会内のプロセスの質を高め、国別情報の収集を継続して進める。また、弁護士会を含む弁護士等との連携を強化し、適時の弁護士への紹介に取り組む。生活支援では、相談対応、住居支援、食料支援、医療支援等を継続しつつ、公的支援の提供が改善するよう関係者との協議等も実施する。 入管法の改定に対しては、改定内容を当会内で詳細に把握し、支援対象者への資料を改訂の上、正確な情報を支援対象者に提供する。また、支援現場での課題が制度的に改善されることを目指し、現場の情報を取りまとめ、政策提言に活かせるようにする。	2024/7/1 -2025/6/30	事務所、弁護士事務所、支援対象者宅、収容所、官公庁、医療機関、シェルター等	11人	主に難民申請者	1,000人	57,444,011円
(2) 困窮している難民、難民申請者への緊急人道支援	新規入国の難民について、難民申請の初期段階より法的・生活面で介入できるよう、迅速に登録し、アセスメントする。来訪者が増加している中でも長期の待機を強いないよう、登録・アセスメントのためのスタッフの体制・スキルを強化する。また、難民が法的手続きや日本での生活について必要な情報を得られているよう、効率的に情報を提供する。	2024/7/1 -2025/6/30	事務所、弁護士事務所、支援対象者宅、収容所、官公庁、医療機関、シェルター等	9人	主に難民申請者	1,000人	35,040,000円
(3) 難民、難民申請者及びそのコミュニティへの自立支援	2024年度のコミュニティ支援では、地域住民と難民が共生し、共に地域社会を築いていく環境の整備を重視する方針である。特に、地域での定住と言う文脈を強く意識し、これまで培ったノウハウを生活面での支援や防災対策、住民協働に活かす。特に、地域の自治体・支援関係者が、難民や外国人に対して自立的かつ主体的な対応が可能となることを目指す。そのため、関係者からの個別相談への対応と同時に、医療機関や子ども支援団体、自治体、学校等との連携強化が必須。その事を通じて、地域資源へのアクセス向上を支援する。また、地域企業との連携を強化し、難民が地域で自活しながら生活できるため	2024/7/1 -2025/6/30	難民の就労・集住地域など	2人	難民、および難民の就労・集住地域にかかわる人	500人	5,273,708円

	の取り組みを推進する。これにより、難民が「社員」と同時に「住民」として地域の一員となり、共助の精神に基づく生活基盤を整えることができる。新たな体制のもと、住民同士の協力と連帯を強化し、持続可能なコミュニティの形成に向けた長期的な支援を展開する。					
(4) 難民、難民申請者への職業紹介及び就労を容易にするための支援	2024年度の就労支援では、就労前準備対面コースの全面再開を最優先課題とする。コロナ禍以降、「いま・すぐ（短期的）」な生計手段獲得が喫緊の課題として浮上しており、このニーズに対応するため、即戦力を育成するプログラムの再構築と新たな支援策の検討を行う。従来の、難民が有するスキル、経験を踏まえた中・長期的なキャリア形成と企業マッチングに対する当事者の意欲を尊重しつつ、就活期間が短期で内定獲得につながるスキルの習得である。このため、日本語や就労スキル支援を強化し、個別指導やオンライン教育を組み合わせた柔軟なアプローチを実施する。また、企業との関係再構築や新たな雇用機会の開拓も進め、企業側との期待値のギャップを埋めるための調整を行う。就労後には、難民と雇用主に対するケースワークを継続し、地域での安定した生活支援を目指す。	2024/7/1 -2025/6/30	主に事務所、企業オフィス・就労現場、日本語学校等	2人	主に難民申請者と企業、および就職した国内地域関係者	500人 17,628,128円
(5) 国内外におけるプロテクションの分野を中心とした人道支援	なし					
(6) 難民に関係する調査、研究及び政策提言	新たな入管法がもたらす当事者への不利益を最小限にすること、難民認定手続きが改善すること、非正規滞在の難民申請者の処遇が改善すること、ATD ケース対応を通して空港にある入管支局との関係構築などで手続きの透明性を高めることなどを目指し、議員や入管関係者、UNHCR などへの働きかけを行う。また、保護費の改善のため、2025 年より所管する出入国在留管理庁の働きかけを行う。これらの取り組みにおいては、難民支援団体のネットワークであり当会も加盟しているなんみんフォーラム（FRJ）とも協働する。また、メディア等との関係性の強化にも取り組む。加えて、難民研究フォーラムの事務局として若手難民研究者奨励賞の強化や過去の受賞者・研究者との関係構築、ウェブサイトでの情報発信内容の充実を目指す。	2024/7/1 -2025/6/30	事務所、難民を取り巻く関係者との協議場所、及び事務所外の研究会会場など	3人	主に難民申請者及び日本社会全体	25万人 （ウェブサイトアクセス者数） 8,344,232円
(7) 国際機関、NGO 等関連機関との難民保護及びプロテクションに関する経験交流と事業実施における協力	難民保護の向上のため、FRJ や UNHCR と実務上での緊密な情報交換・連携していく。	2024/7/1 -2025/6/30	事務所、難民を取り巻く関係者との協議場所、及び事務所外の研究会会場など	3人	主に難民申請者及び日本社会全体	25万人 （ウェブサイトアクセス者数） 2,234,527円
(8) 前各号の事業に要求される知識と技能を持ち、専門的に従事することのできる人材の育成	なし					

(9) 前各号の事業に関する機関紙の発行、並びに講演会、報告会、文化事業等を通じての広報活動	日本国内の難民問題への理解を広げ、難民受け入れに向けた社会基盤を醸成するため、引き続き当会独自のメディアや外部メディアを通じて、情報発信を行っていく。当会の独自メディアとしては、ウェブサイトでの発信として、制度を含め難民受け入れに関わる課題、そのほか難民問題と交差する課題や当事者の声などを扱い、長く読まれることを意図した記事を作成し公開する。同時に、SNSなどのツールも用いて、気軽に読んで貰える発信も続ける。マスメディア等外部メディアにおいては、メディアとの関係性を維持・醸成し、取材に対応、当会として行いたい発信を取り上げてもらえることを目指す。 長年開催を継続している難民アシスタント養成講座は、難民受け入れに向けた社会基盤の醸成に向けてより効果的な物を目指し全面的にイベントを見直す。リニューアルに向け新たな講座のトライアルを当年度に行う。 また、難民支援への参加のすそ野を広げる一環として、ボランティアの参加メニューを拡充し、広報部内外問わず各事業との連携を図る。 団体の重要な資金源である寄付の獲得・拡大に引き続き努める。主に個人からの支援である「難民スペシャルサポーター」（継続寄付）の拡大に加えて、法人からの寄付獲得にも力を入れる。	2024/7/1 -2025/6/30	事務所及び事務所外の取材先、イベント会場など	7人	主に日本社会	25万人 (ウェブサイトアクセス者数)	53,869,565円
(10)その他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業	2024年度も引き続き、シリア難民留学生の受け入れ事業を関係機関との協働により最終年度として実施する。当事業は、留学生がJICAの支援期間終了後も安定して生活し、経済的自立と家族との定住を達成することを目指す。具体的には、就労支援の一環として、個別の伴走支援や日本の商文化、就職活動に必要な集合研修と個別研修を提供する。また、各留学生のニーズや特性に応じた個別企業交流会を企画し、高度人材としての内定獲得や企業マッチングを推進する。前年度以上に、2024年度はより柔軟かつ効果的な対応が必要となっているため、リソース配分の最適化と協力体制の強化を通じて、高度人材として内定獲得とその後の本邦での安定した定住につながる環境構築に資する支援実施を目指す。	2024/7/1 -2025/6/30	日本国内での居住地域周辺	2人	留学生として入国したシリア難民留学生とその家族（子どもを含む）	15人	12,532,836円

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
なし					

--	--	--	--	--	--

2025 年度

事業計画書

特定非営利活動法人難民支援協会

1 事業実施の方針

新規入国者が引き続き支援対象者のうち多数を占めているのに加えて、来訪される方の状況はここ1,2年より一層多様化しているため、多様なニーズの緊急支援に注力する必要がある。今年度は大きな国際イベントも予定されており、新規入国者への対応という傾向はより一層強まると想定され準備を要する。また改正入管法が施行されたことに伴い手続き・運用の更新された箇所や管理措置など新しい仕組みにより対処するために、最新情勢を把握し、知識を得ると同時に、新法で可能となった難民申請者の送還への対応など不利益を最小化すべく各事業において取り組む。

また、経済状況や各地での紛争の拡大に伴い、世界的に移民難民受け入れに厳しい論調も目立ち、日本国内にも影響がある中、一過性ではない難民問題への関心を広げ難民受け入れに向けた社会基盤を醸成するため、広報活動を行い、難民認定手続き・難民の処遇の改善に向けて支援団体等とのネットワーキングを強化し政策提言を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【200,844】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
(1)難民への適切な情報提供・助言や困窮状況に対する緊急支援	難民認定申請に関する事項や生活に関する問題などを聞き取り、一人ひとりのニーズに応じた情報提供とカウンセリングを実施する。入管での難民認定手続きは複雑かつ認定は依然として厳しく、困窮状況にある難民が多くいるなど、支援へのニーズは高い。 新規入国の難民について、難民申請の初期段階より法的・生活面で介入できるよう、迅速に登録し、アセスメントする。2025年の国際会議や大阪万博に伴って来訪者の増加に対して対応できる体制強化を行う。長期の待機を強いられないよう、また、難民が法的手続きや日本での生活について必要な情報を得られているよう、効率的に情報を提供する。 法的支援では、ひとりでも多くの方が難民認定されるため、特に支援ニーズが高い難民に対して的確な法的支援を実施できるよう、聞き取り等当会内のプロセスの質を高め、国別情報の収集と提出資料の作成の補助も積極的に行う。また、弁護士会を含む弁護士等との連携を強化し、適時の弁護士への紹介に取り組む。生活支援では、相談対応、住居支援、食料支援、医療支援等を継続しつつ、公的支援の提供が改善するよう関係者との協議等も実施する。 入管法の改定に対しては、改定内容を当会内で詳細に把握し、支援対象者への資料を改訂の上、正確な情報を支援対象者に提供する。また、支援現場での課題が制度的に改善されることを目指し、現場の情報を取りまとめ、政策提言に活かせるようにする。	2025/7/1 -2026/6/30	事務所、弁護士事務所、支援対象者宅、収容所、官公庁、医療機関、シェルター等	11人	主に難民申請者	1,000人	99,396,011円

(2)難民、そのコミュニティ及び地域住民が社会統合を実現するための活動	2025年度のコミュニティ支援では、政府の保護費支給の遅延やシェルター削減により、難民の生活基盤が著しく不安定化し、従来のコミュニティ事業だけでは対応しきれない課題が顕在化するなかで、地域の企業や自治体と難民が特に職住の継続環境とそれに伴う双方の負担軽減を重視する方針である。特に、就労先地域での定住を強く意識し、これまで本事業で培ったノウハウを定住（就労のみならず生活・教育・医療・防災）面での支援に活かす。特に、既存の自治体、地域の支援関係者のみならず企業も新たなセクターとして巻き込み、難民や外国人に対して自立的かつ主体的な対応が可能となる環境や雇用・支援者の支援負担軽減と円滑化を目指す。そのため、関係者からの個別相談への対応と同時に、医療機関や子ども支援団体、自治体、企業、学校等との連携を強化する。その事を通じて、地域資源への難民や支援側のアクセス向上を支援する。これにより、難民が「社員」と同時に「住民」として地域の一員となり、共助の精神に基づく生活基盤を整えることができる。	2025/7/1 -2026/6/30	難民の就労・集住地域など	2人	難民、および難民の就労・集住地域にかかわる人	500人	2,473,798円
(3)難民への職業紹介及び就労を容易にするための活動	2025年度は就労前準備対面プログラム（1期3ヵ月）の全面再開を複数回実施する。そこでは、日本語教育と就労スキル研修を強化し、個別指導やオンライン教育を組み合わせ、短期間での就職を可能にする柔軟な支援を提供する。本プログラムは、難民が自立した生活を実現できるよう、就労支援を通じた経済的自立と、コミュニティ事業との連携を通じた就労先地域での生活基盤の確立を目指す。該当する難民の現状は、保護費支給の遅延やシェルター削減により、生活基盤の確保が困難化し、就労許可取得と引き換えに保護費が停止されることでホームレス化のリスクが高まっている。一方で、短期間での生計手段確保のニーズが高まり、従来の就労支援のみでは対応が難しく、同時に人材不足であっても、定着負担が大きい難民に対する企業の採用姿勢は低調である。これを踏まえ、企業との関係再構築や雇用機会の開拓を進め、就労後のケースワークを通じて定着を支援、特に職住一体型の支援を推進し、企業・自治体との連携を通じてキャンパシティビルディングを強化することで、難民が地域に根ざし、持続可能な形で自立できる環境を整備する。	2025/7/1 -2026/6/30	主に事務所、企業オフィス・就労現場、日本語学校等	3人	主に難民申請者と企業、および就職した国内地域関係者	450人	20,108,128円
(4)国外にいる難民の受け入れを実現するための活動	昨年度まで実施した「国外にいる難民の受け入れを実現するための活動」において、日本政府は補完的保護制度の運用を新たに開始した。そのため、就労支援を含めた定住に対するノウハウ提供要請ニーズは、国内の受入地域からは非常に高い。また受入負担が高まるなか、就労重視アプローチは、諸外国からも非常に関心が高い。そのため、2025年は留学生在がJICAの支援期間終了後も安定して生活し、経済的自立と家族との定住を80%以上達成した成果や第三国定住事業でのノウハウを踏まえ援助開発機関や自治体等に対して情報提供、関係機関の要請に応じ国際会議等への参加、その場での発信も実施する。	2025/7/1 -2026/6/30	事務所、国内各地の自治体、国際会議	1人	自治体関係者、および海外支援関係機関	25人	2,000,000円
(5)難民に関する社会一般の認知や共感を広げるための広報活動	日本国内の難民問題への理解を広げ、難民受け入れに向けた社会基盤を醸成するため、各種メディアを通じて、情報発信を行っていく。当会の独自メディアとしては、ウェブサイトでの発信として、制度を含め難民受け入れに関わる課題、そのほか難民問題と交差する課題や当事者の声など、長く読まれることを意図し硬軟両方の領域に渡る記事を作成し公開する。同時に、SNSなどのツールも用いて、気軽に読んで貰える発信も続ける。マスメディア等外部メディアにおいては、メディアとの関係性を維持・醸成し、取材	2025/7/1 -2026/6/30	事務所及び事務所外の取材先、イベント会場など	8人	主に日本社会	25万人（ウェブサイトアクセス者数）	41,919,696円

	に対応、大会として行いたい発信を取り上げてもらえることを目指す。 長年開催を継続している難民アシスタント養成講座は、難民受け入れに向けた社会基盤の醸成に向けてより効果的な物を目指し全面的にイベントを見直す。リニューアルに向け新たな講座のトライアルを当年度に行う。 また、難民支援への参加のすそ野を広げる一環として、ボランティアの参加メニューを拡充し、広報部内外問わず各事業との連携を図る。 団体の重要な資金源である寄付の獲得・拡大に引き続き努める。主に個人からの支援である「難民スペシャルサポーター」（継続寄付）の拡大に加えて、法人からの寄付獲得にも力を入れる。						
(6)難民に関係する政策提言と調査・研究の充実のための活動	新たな入管法がもたらす当事者への不利益を最小限にすること、難民認定手続きが改善すること、非正規滞在の難民申請者の処遇が改善すること、ATD ケース対応を通して空港にある入管支局との関係構築などで手続きの透明性を高めることなどを目指し、議員や入管関係者、UNHCR などへの働きかけを行う。また、保護費の改善のため、2025 年より所管する出入国在留管理庁の働きかけを行う。 これらの取り組みにおいては、難民支援団体のネットワークであり当会も加盟しているなんみんフォーラム（FRJ）とも協働する。また、メディア等との関係性の強化にも取り組む。 加えて、難民研究フォーラムの事務局として若手難民研究者奨励賞の強化や過去の受賞者・研究者との関係構築、ウェブサイトでの情報発信内容の充実を目指す。	2025/7/1 -2026/6/30	事務所、難民を取り巻く関係者との協議場所、及び事務所外の研究会会場など	4 人	主に難民申請者及び日本社会全体	25 万人 （ウェブサイトアクセス者数）	22,213,675 円
(7)国内外におけるプロテクションの分野を中心とした人道支援	他事業で培ったノウハウを各地域の災害対応面での支援に活かす。特に、既存の自治体、地域の支援関係者のみならず企業も新たなセクターとして巻き込み、難民や外国人に対して自立のかつ主体的な対応が可能となる環境や緊急時支援で見落とされがちなこうした人びとへの対応を災害時対応に盛り込まれるよう働きかける。	2025/7/1 -2026/6/30	難民の就労・集住地域など	1 人	難民、および難民の就労・集住地域にかかわる人	100 人	200,000 円
(8)その他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業	なし						

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
なし					

2024年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人難民支援協会

(単位：円)

科 目		金 額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費			600,000
正会員受取会費	600,000		
2 受取寄附金			189,360,000
一般寄附金収入	166,760,000		
特定目的寄附金収入	17,900,000		
現物寄附収入	4,700,000		
3 受取助成金等			26,561,550
補助金収入	4,561,550		
助成金収入	22,000,000		
4 事業収益			4,922,680
活動収入	2,135,000		
活動委託金収入	2,787,680		
5 その他の収益			0
受取利息			
経常収益計			221,444,230
(B) 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			100,613,533
人件費	100,613,533		
(2) その他経費			103,840,390
ファンド	36,980,000		
賃借料	12,723,260		
旅費交通費	5,448,000		
支払報酬	13,070,000		
通信費	1,744,040		
消耗品費	309,000		
印刷費	1,546,000		
物販売上原価	900,000		
郵送費	3,108,000		
水道光熱費	800,000		
会場費	942,000		
会議費	608,000		
支払手数料	6,550,390		
諸会費	92,000		
保険料	10,700		
業務委託費	15,685,000		
修繕費	40,000		
広告宣伝費	2,400,000		
	884,000		
事業費計			204,453,923
2 管理費			
(1) 人件費			19,972,363
人件費	19,972,363		
(2) その他経費			13,455,300
賃借料	1,800,000		
旅費交通費	20,000		
支払報酬	4,455,000		
通信費	1,520,800		
修繕費	120,000		
消耗品費	720,000		
印刷費	321,500		
郵送費	7,000		
水道光熱費	1,400,000		
支払手数料	100,000		
諸会費	115,000		
保険料	20,000		
業務委託費	2,396,000		
減価償却費	120,000		
福利厚生費	140,000		
雑費	200,000		
管理費計			33,427,663
経常費用計			237,881,586
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			-16,437,356
(C) 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			-16,437,356
法人税、住民税及び事業税・・・④			400,000
前期繰越正味財産額・・・⑤			
次期繰越正味財産額③－④+⑤			-16,837,356

2025年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人難民支援協会

（単位：円）

科 目	金 額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		600,000
正会員受取会費	600,000	
2 受取寄附金		174,750,000
一般寄附金収入	150,000,000	
特定目的寄附金収入	21,100,000	
現物寄附収入	3,650,000	
3 受取助成金等		24,861,550
補助金収入	4,561,550	
助成金収入	20,300,000	
4 事業収益		5,522,680
活動収入	5,522,680	
5 その他の収益		0
受取利息		
経常収益計		205,734,230
【B】 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		97,672,968
人件費	97,672,968	
(2) その他経費		103,171,086
ファンド	41,860,000	
賃借料	12,914,554	
旅費交通費	7,420,992	
支払報酬	6,202,518	
通信費	2,026,166	
消耗品費	419,672	
印刷費	1,145,916	
物販売上原価	900,000	
郵送費	2,689,418	
水道光熱費	800,000	
会場費	876,100	
会議費	3,067,788	
支払手数料	5,263,864	
諸会費	92,000	
保険料	16,238	
業務委託費	14,848,300	
修繕費	40,000	
広告宣伝費	1,800,000	
雑費	787,560	
事業費計		200,844,054
2 管理費		
(1) 人件費		19,972,363
人件費	19,972,363	
(2) その他経費		13,455,300
賃借料	1,800,000	
旅費交通費	20,000	
支払報酬	4,455,000	
通信費	1,520,800	
修繕費	120,000	
消耗品費	720,000	
印刷費	321,500	
郵送費	7,000	
水道光熱費	1,400,000	
支払手数料	100,000	
諸会費	115,000	
保険料	20,000	
業務委託費	2,396,000	
減価償却費	120,000	
福利厚生費	140,000	
雑費	200,000	
管理費計		33,427,663
経常費用計		234,271,717
当期経常増減額 【A】－【B】・・・①		-28,537,487
【C】 経常外収益		
固定資産売却益		
過年度損益修正益		
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産売却損		
災害損失		
過年度損益修正損		
経常外費用計		0
当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額 ①+②・・・③		-28,537,487
法人税、住民税及び事業税・・・④		400,000
前期繰越正味財産額・・・⑤		
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		-28,937,487